

下記の業務について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号。以下「規則」という。）第34条の規定により公告する。

令和2年12月18日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県危機管理部危機対策課 静岡県庁別館4階
電話番号 054-221-3593
なお、資料及び様式の配布は全て担当部局にて行う。

2 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

危対第214号

(2) 業務名

令和2年度 災害応急対応要員用資機材の備蓄に係る携帯トイレ納入業務

(3) 納入期限

契約締結日から令和3年3月26日まで

3 競争入札参加資格

(1) 次のアからキまでに該当すると認められる者はその事実があった後、2年間は入札に参加できない。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 落札決定したにもかかわらず、落札者側の事情により、正当な理由がなくて契約締結に至らなかった者

キ 前記アからカまでに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力

団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

(3) 次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けたものは入札に参加できる。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格を有する者であること。

エ 当該物品を納入する能力を有する者であること。

オ 静岡市内に本社又は事業所等を有すること。

4 仕様書及び設計書等(以下「設計図書等」という。)について

(1) 設計図書等の交付期間は、令和2年12月18日から令和2年12月22日まで。

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする

(2) 担当部局で無料配布する。

なお、電子メールによるPDF形式ファイルでの交付を希望する者は、上記交付場所へ連絡すること。

5 入札書

(1) 入札書は、公告又は指名通知に示した日時までに様式第1号により作成し、封印の上、表面に「番号、何々入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載して公告又は指名通知に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。

(2) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状(別紙)を持参させなければならない。

(3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(4) 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない

(5) 入札者は、その提出した入札書の手直し、引換え又は撤回をすることができない。

6 入札執行手続等

(1) 入札執行日時

令和2年12月23日（水）午前10時00分

(2) 入札の場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁別館7階第1会議室

(3) 入札方法

ア 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札書、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。

なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状（別紙）を提出しなければならない。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額の合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の100分の10に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

7 落札者の決定等

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者であっても契約履行可能と認められないときは、その落札は効力を失う。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 低入札価格調査制度による調査基準価格（又は最低制限価格）の設定

無

8 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は静岡県危機管理部危機対策課（電話番号054-221-3593）とする。

(3) 現場説明会は行わない。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 落札決定後に入札参加停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ 県議会の議決を要すべき契約においては、仮契約の締結前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を締結せず、仮契約の締結後から県議会の議決前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。

ウ ア又はイにより契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。